

委員会提出議案第2号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

標記の議案を次のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成30年10月2日 提出

提出者 教育福祉委員会委員長 倉田明子

## 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

昭和60年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれてはいるものの、例えば一般財源化された教材費等のうち、教育用コンピュータ機器端末の整備にかかる経費については、学習指導要領の改訂により、プログラミング教育の導入が予定されているにもかかわらず、地方の財政状況により、機器端末の整備状況は都道府県で格差があり、さらに三重県内においても地域間で大きな格差が生じている。

また、「教育のＩＣＴ化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）では、より高い水準の目標値が掲げられたが、その財源については引き続き一般財源による地方財政措置となっている。

義務教育の水準を安定的に確保し、地域間格差が生じないようにするために、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要である。

よって、国においては義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月2日

桑名市議会

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
財務大臣様  
文部科学大臣様